

令和 8 年 8 月 2 8 日
中 部 地 方 整 備 局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社 福電事業

業者の住所：岐阜県美濃加茂市本郷町 7-879-1

2. 指名停止措置期間：令和 8 年 8 月 2 8 日から令和 8 年 9 月 2 7 日まで（1 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要：

（株）福電事業が請け負った岐阜県可児市内の工事現場において、令和 7 年 4 月 3 0 日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に虚偽の報告をしたことについて、同社及び同社役員が、令和 8 年 4 月 9 日に御嵩簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、1 ヶ月とする。

<指名停止措置要領 別表第 2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

配 布 先 中部地方整備局記者クラブ

〇問い合わせ先 総務部 契約課長 宮本 貴史

課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953-8138